

伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）に対する意見募集結果

伊達市では、市民参加条例第9条に基づき、より多くの市民の皆さんの意見を参考にするため、伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）に対する意見（パブリックコメント）を募集しました。意見募集期間中、この案件に対して5人の方から9件の意見提出がありました。

これらの意見に対する市としての考え方を下記のとおり公表します。

意見募集の結果

PDF [伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）に対する意見募集結果](#)
(671.5KB)

意見募集の概要

意見募集の案件	伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）について
意見募集の内容	<p>伊達市では、環境の保全・景観形成・地域の安全を確保するため、小型風力発電設備の設置と運用に関して適切な状況に誘導する基準などを設けることを目的に「伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）」を作成しました。</p> <p>関係資料</p> <p>PDF 伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案） (173.8KB)</p> <p>PDF 伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）逐条入 (220.7KB)</p>
意見募集の期間	平成30年4月23日（月曜日）から5月22日（火曜日）